

名家連ニュース

令和7年11月7日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX (052) 846-5576 NO.1068号

❖ 日常生活自立支援事業・厚生労働省 HP 抜粋 ❖

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

実施主体

- 都道府県・指定都市社会福祉協議会(窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施)

対象者

- 本事業の対象者は、次のいずれにも該当する方です。
 - ・判断能力が不十分な方(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方)
 - ・本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方

援助の内容

- 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とします。

- ・福祉サービスの利用援助
- ・苦情解決制度の利用援助
- ・住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等

- 上記に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とします。

- ・預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)
- ・定期的な訪問による生活変化の察知



手続きの流れ

- 利用希望者は、実施主体に対して申請(相談)を行います。
- 実施主体は、利用希望者の生活状況や希望する援助内容を確認するとともに、本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行います。
- 実施主体は、利用希望者が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、利用希望者の意向を確認しつつ、援助内容や実施頻度等の具体的な支援を決める「支援計画」を策定し、契約が締結されます。なお、支援計画は、利用者の必要とする援助内容や判断能力の変化等利用者の状況を踏まえ、定期的に見直されます。

※契約内容や本人の判断能力等の確認を行う「契約締結審査会」及び適正な運営を確保するための監督を行う第三者的機関である「運営適正化委員会」を設置することにより、契約によ

る事業の信頼性や的確性を高め、利用者が安心して利用できる仕組みとなっています。

利用料

実施主体が定める利用料を利用者が負担します。

(参考)実施主体が設定している訪問1回あたり利用料 平均1,200円

但し、契約締結前の初期相談等に係る経費や生活保護受給世帯の利用料については無料。

愛知縣市町村及び名古屋市の利用料(愛知県社協 HP/名古屋市 HP 抜粋)

	名古屋市外	名古屋市内
サービスの担当	各市町村社会福祉協議会 (名古屋市社会福祉協議会を除く) AJU自立の家	名古屋市社会福祉協議会 AJU自立の家
福祉サービスの 利用援助	1回 1,200円 生活保護受給者は無料	1回 1,000円 生活保護受給者は無料
日常的金銭 管理サービス	1回 1,200円 生活保護受給者は無料	1回 1,000円 生活保護受給者は無料
書類等の 預かりサービス	年間 3,000円(月額 250円)	月額 250円

❖ 成年後見制度との違い ❖

日常生活自立支援事業のほかに、判断能力が不十分な人に対する権利擁護の制度としては、「成年後見制度」もあります。両者の違いについて、比較してみました。

援助の内容

日常生活自立支援事業が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理に限定しているのに対して、成年後見制度は、日常的な金銭や財産管理や身上監護(福祉施設の入退所など生活全般の支援等)に関する契約等の法律行為を援助できます。例えば、不動産の処分や管理、遺産分割、消費者トラブルの取消しなども成年後見制度であればできます。

判断能力

本事業の場合、認知症などであっても契約の意味、内容を理解できる判断能力は必要ですが、成年後見制度(法定後見)は不要です。

利用の意思

日常生活自立支援事業の場合、本人の意思でサービスを終了できるのに対し、成年後見制度(法定後見)の場合、判断能力が回復しない限り、利用者が亡くなるまで任意にやめることは原則できません。

費用

費用も、日常生活自立支援事業は実施主体によって利用料が決まっています。

しかし、成年後見人制度では、本人の財産、後見人の業務内容によって家庭裁判所が後見人の報酬を決定します。

